
監 査 委 員

30年監査公表第10号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242号第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年 9月14日

京都府監査委員 森 敏 行
同 小 林 裕 明

住民監査請求に係る監査結果**第1 監査の請求****1 請求書の提出**

請求人 から平成30年7月4日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

京都府議会（以下「府議会」という。）において、平成28年度に交付された政務活動費について調査した結果、谷川俊規府議会議員（以下「谷川府議」という。）の政務活動費の用途に目的外支出が認められる。その内容は、以下のとおりである。

ア 調査研究費について

別紙「谷川俊規不正使用一覧」（以下「一覧」という。）の5、6、8、10及び11の交通費及び駐車場使用料について、報告書記載の調査の目的ではなく、参議院選挙のための政治活動の目的であった。このための支出額は計52,250円である。また、一覧の9の駐車場料900円については、パチンコで遊興する目的であり、一覧の12の法律事務所に行くための交通費の支出計6,720円は、私的なトラブルのための相談目的であり、いずれも目的外使用である。

イ 広聴広報費について

一覧の1から4まで及び7の駐車場料金は、報告書記載の調査の目的ではなく、参議院選挙のための政治活動の目的であった。この支出額は計3,200円である。

ウ 人件費について

谷川府議は、人件費の100%を政務活動費から充当している。50%を超える982,530円は不当な支出である。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

・事実証明書（資料1から12まで（収支報告書、フェイスブック（以下「FB」という。）・ラインの画面を印刷したもの、合意書等の写し）

(2) 請求人の措置請求

監査委員は、損害金1,045,600円の返還を知事が谷川府議に対して求めるよう勧告することを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成28年度政務活動費に関する谷川府議の本件請求に係る調査研究費、広報広聴費及び人件費の支出について、知事に法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実が存するかどうか。

2 監査対象部局

府議会事務局

第4 監査執行の辞退及び監査委員の交替

本件監査において、片山監査委員及び田中監査委員から、法第199条の2の規定による除斥には該当しないが、府議会議員のうちから選出された委員であり、監査の客観性及び公平性に疑念を持たれることのないよう本件監査の執行を辞退したい旨の申出があり、両委員は本件監査に関与していない。

また、本件監査の途中において、平成30年7月20日付けで井上監査委員が任期満了により退任し、後任として同月21日付けで小林監査委員が就任し、監査を実施した。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成30年7月23日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員7名が立ち会った。

2 当日は、請求人 の代理人 が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、代理人 から次のとおり新たな資料の提出があった。

・事実証明書（資料13から15まで（政務活動費の運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び新聞記事（平成30年7月18日付け及び同月6日付け）の写し）

請求の趣旨は、政務活動費の使途の一部に目的外支出が認められるということになる。資料13として追加提出したが、府議会が最終は平成30年3月に一部改正しているマニュアルを作っている。これが府議会において考えている一つの基準であるということでのこの基準をもって判断し、監査請求の根拠にしている。各所で起こされている裁判の判決が背景にあるが、それについてはいろいろな考え方もあるが、一応基準としてはこの府議会のマニュアルによっている。

そこで全般的な基準について、提出しているのはマニュアルのごく一部であるが、これの6ページから7ページに共通項目の中で「充当できない経費」というのが具体的に書いてある。「次の経費の支出には政務活動費を充てることはできない」ということの中で、例えば、(2)では「政治資金規正法に基づく政治活動に要する経費」、「政党活動に要する経費」、「選挙活動に要する経費」、「後援会活動に要する経費」や「私人としての活動に要する経費」もだめであり、政務活動費についての支出は規制がかかっている。本件については私的な活動もあるが、これについても出せないということになっている。この共通の基準に基づいて具体的に検討していきたいと思う。この申立書に付けている一覧の順番で、資料とともに簡単に説明する。

まず、一覧の1の平成28年4月1日の駐車場料金、これは衆議院議員の補欠選挙の候補者の森なつえさんの演説会に参加し、そのためにこの時間帯に駐車して選挙活動に行ったということで資料を付けている。この資料では、4月1日の19時5分から同日の20時35分までの間、檜原の駐車場に停め、この次の資料1の2にあるように長岡天神、これは4日連続のようであり、一応1日分だけを提出しているが、森なつえ候補者の応援をしていた経緯がある。

それから一覧の2について、4月1日の22時30分に駐車して零時半まで駐車していたということで200円の駐車場料金を請求している。これについては、資料2の2にあるが、4日連続で応援しており、夜の応援に出かけていると思われる。

一覧の3について、4月9日のところで、資料2の1の右側で4月8日の21時50分に駐車を開始して零時26分に車を出しているという領収書がある。これについても、同じく森なつえさんの応援に行き、そのために駐車をしていたと思われる。

次に、一覧の4は4月24日の駐車場料金の支出である。資料3の1では3枚並べてあり、このうちの真ん中の領収書であるが、これは4月24日の19時27分に駐車をして同日の21時35分に車を出している。桂駅前駐車場、600円を支出している。これについても資料3の2で同じく森なつえさんの応援で演説会に出席していることが明らか

になっている。24日に自分が撮った写真まで付けられている。

次に、一覧の5は交通費の支出である。これについては、資料4の1から3までに付けているが、表向きの調査研究対象は神戸のアーバンピクニックに行き、準備、設営状態を視察したということで、お昼ぐらいに出て夕方には帰ってきたという報告がされている。資料4の2は手書きのため、本当にそうだったのか分からないが、このような報告がされている。しかし、現実には資料4の3、本人のFBからのコピーであるが、「22日。本日からの「参議院議員選挙」。早朝に京都を出て、兵庫選挙区の「片山大介」候補の出陣式に」とあり、そのあともポスター貼りに回ったとことを本人が報告している経緯がある。

一覧の6はこれも交通費で、資料5の1、5の2に資料がある。6月28日に阪急の上桂駅から四条烏丸駅へ往復した電車賃380円を請求しているもので、資料5の2で四条烏丸で参議院議員選挙がらみで選挙活動をしたことが報告されており、電車賃を負担したものを請求していることが明らかであろうかと思われる。

次に、一覧の7は資料6の1から3まで、駐車場料金を3件まとめている。6月30日には、資料6の1にあるように17時47分から19時28分まで、資料6の2は11時40分から14時29分まで、資料6の3は19時15分から23時19分まで3つの駐車場料金を請求しているが、これについては、資料6の4にあるように、阪急桂駅周辺等で政党ビラの配布等をこの日にしていることが明らかであり、夜には「鈴木こうじ」候補のポスター貼りもしたということをも本人が報告している。

次に、一覧の8は、交通費と駐車場料金の両方である。この日は、資料7の2にあるが、阪急でJ R桂川駅まで出て、J R京都駅からサンダーバードで福井まで行って、当日帰ってきたという報告がある。目的はハピテラスドリームフェスティバルのイベント視察ということで、資料7の3にハピテラスドリームフェスティバルのチラシが入っているが、本人はボクシングに非常に関心があるようで、ボクシングのイベントであったようである。実際には、資料7の5で、本人のFBではなく他の候補者のすずきこうじさんのFBで、すずきこうじさんは2号車に乗り込んだということで、「1号車には、昨日に引きつづき援軍あり」、京都維新の会の谷川府議が応援に来たと書いてある。さらに、資料7の6で、谷川府議がこの件で内部告発された方に対するラインの内容であるが、「朝が大変なのと、お金が回らないのも頭痛です。ポスターも出来ていないし。福井や広島行きは、きちんと肯定を立てて、政務活動費にしないと、冗談でなく、破産します。福井など、組んでくれてもいいです。行く場所は、明確なので。3日です。」、福井や広島行きは、政務活動費にしないと破産すると本人は言っている。この件で福井が盛り込まれているが、あとで出てくる広島での政治活動についても証拠の一つになる。

次に、一覧の9は駐車場料金である。資料8の1の駐車場は京都の阪急桂駅の近くの駐車場で、金額は900円。ただ、この日は何をしたかという、この件の内部告発者からのヒアリング等も含めて今回この表に入れたものであるが、資料8の2には内部告発者とのやりとりの中の、谷川府議から告発者に対するメールの回答で、「今、高槻で、電車に乗ったところです。何もする気にならないし、動きたくもない。人に会いたくもない、がほんとうのところ。FACEBOOKもかけてませんし。もちろん、公園、検討もできてませんし。」と書いてある。資料8の3には「嘘かどうかは、J R高槻駅前のプレミアに聞いたらええやん。もうしんどいわ。」云々と書いてある。このやりとりは、内部告発者との関係で、内部告発者は谷川府議が他の女性に会いに行ったのではないかという疑いをもってやりとりをし、パチンコは嘘ではないかと迫ったところ、この返事が返ってきたものであるが、「プレミア」は高槻駅前のパチンコ屋のことであり、本人がこの日パチンコへ行っていることを自ら言ってしまうことになる。しかも本人は、内部告発者によると、何かあるとすぐパチンコ屋に入り浸っているということであり、この日はパチンコ屋で時間を潰したということで間違いのないのではないか。

次に、一覧の10について、広島に行ったということで、広島には「京都スタジアム」(仮)建設をにらんで、西のスタジアム建設でライバルとなる広島市(県)の状況を探ること。」と資料には書いてある。実際に何をしたかという、資料9の3には、福井、広島についても、表向き行程を立てた形で選挙活動に行ったということが推定される。これについては、広島での選挙活動についての具体的なFBでの報告がないため、その点についての証拠はない。

次に、一覧の11について、これは7月9日に神戸のアーバンピクニックに調査に行ったということをも表向きの理由にして、選挙活動をしたということになる。選挙活動をしたことについては、資料10の3のFBで本人からの報告がされている。兵庫県神戸市へ出向いて、「兵庫県選挙区の「片山大介」候補の最後の訴えに、チラシ配布などお手伝い。」ということを書いている。

次に、一覧の12の項目は、政治活動に支出したということとは別で、個人的、私的な支出について政務活動費を請求したという事例である。資料11の1から6までであるが、11の1の活動報告書では「労働契約法、労働基準法について、労働者と使用者双方の立場から法律を介して検討を行う。」と書いてある。そして、大阪の法律事務所に4回行っており、その交通費が支出されている。ただ、これについては資料の11の6しか出していないが、内部告発者との関係で、FB、ラインのやりとりもある。11の6の合意書というものができており、これは内部告発者と第三の女性と谷川府議との関係の整理のために最終的に合意したもので、全く個人的な行為の解決のために弁護士に相談していたことが合意書で明らかになっている。

次に、資料13と14は人件費でまとめて説明する。資料12の1から12まであり、これは毎月、人件費と通勤交通費を支出している。これについては100%請求しているものであるが、追加資料で提出した資料13の25ページから26ページにかけて人件費の支出についての規制がある。25ページでは、人件費の使途基準の考え方、アは会派、イは議員の場合ということで、イの(イ)で「政務活動の割合が明らかでない場合」は「2分の1」という規定がある。本件については、具体的に事務員がどのように動いたか記録や報告がなく、しかも具体的にどのようなことをしていたかということは、場合によっては内部告発者から具体的な話がきけると思うが、少なくとも谷川府議からはそのような資料は出ていないので、割合が明らかではないということで2分の1とすべきであろうと思う。出ていないことについて、資料14、15にこの件が週刊新潮で報道されたこともあり、維新の会の府総支部が谷川府議に説明要請していたようであるが、それについて対応がされていない、という理由で7月18日の時点で党員資格停止処分がなされている。本人からの説明も未だなされていないことが明らかであり、この点については監査委員からも説明を求められているかと思うが、その具体的な証拠がない限りにおいては、2分の1の返還を求めるということになる。

第6 関係執行機関の陳述

1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めたと、代理人1名が陳述に立ち会った。

2 関係機関の職員7名が出席し、京都府議会事務局(総務部主査)が請求の要旨に対する次の趣旨の陳述を行った。冒頭で府議会の政務活動費制度について若干説明をした上で、住民監査請求に対する意見を述べたい。

まず、政務活動費の収支報告に関する手続から説明する。

政務活動費については、京都府政務活動費の交付に関する条例(平成24年京都府条例第68号。以下「交付条例」という。)に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として会派及び議員に交付され、交付を受けた議員等は、交付条例第11条の規定により、年度終了の日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書に領収書等の書類を添付して議長に提出することとされている。

この場合、政務活動費を充てることのできる範囲、経費の区分や内容、いわゆる政務活動費の使途基準が交付条例に定められており、按分の必要性や割合など具体的な考え方については、マニュアルにより明らかにされている。

また、収支報告書の様式や添付書類等については、交付条例、京都府政務活動費の交付に関する規程(平成25年3月15日制定。以下「規程」という。)及びマニュアルにおいて、計上される経費に応じて定められている。

こうして、交付を受けた議員等においては、交付条例、規程及びマニュアルに基づいて、議長への収支報告書の提出を行う必要がある。

そして、収支報告書の提出を受けた議長は、交付条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うものとされている。具体的には、京都府議会事務局職員により、全議員、全会派分の1万件を超える支出について、記入の漏れはないか、必要な報告書や領収書は添付されているか、などといった書類の点検、確認を行い、収支報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から京都府議会図書館において閲覧に供している。

政務活動費の収支報告書及びその添付書類については、交付条例、規程及びマニュアルに従って提出され、その内容について、議長の命を受けた京都府議会事務局職員により書類確認を行い、提出書類を閲覧に供することにより、使途に関する説明責任を担保することとしているが、この説明責任が適切に果たされるようにするため、府議会においては、平成25年3月の政務活動費制度の創設以来、使途の適正化や透明性の確保を一層図るため、平成27年7月と平成30年3月の2度にわたり見直しを実施するなど、積極的な見直しに取り組んでおり、今年度も去る5月28日付けの監査結果において監査委員から御要望のあった「更なる透明性の向上」のための検証作業をこの6月定例会からスタートさせているように、まさに不断の取組をしているところである。

この検証作業については、例えば、書類の公開による使途の透明性向上の観点から、議員の保管書類と提出書類の区分について確認や点検を行うことなど、検証の論点整理を終え、今後、鋭意検討を進めることとされている。

一方でこうした政務活動費制度に関する不断の見直し、検証を続けるとしても、使途に関する説明責任については、府議会や議員の基本的事項、活動原則等を定める京都府議会基本条例(平成22年京都府条例第44号。以下「基本条例」という。)において、「議員及び会派は、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の使途に関し、説明する責務を有する」と定めており、最終的には、政務活動費の交付を受けた議員自身が負うべきであることを基本条例上明確に規定している。

このように府議会としては、政務活動費の交付を受けた者が説明責任を果たせるような仕組みづくりを行ってきたところであり、「谷川府議に交付された平成28年度分の政務活動費の使途の一部に目的外支出が認められる」との請求人からの今回の指摘に対しても、谷川府議においては、このような府議会の考え方にとり、基本条例のほか、交付条例、マニュアル等に定める府議会の政務活動費制度、さらには、村田京都府議会議長(以下「村田議長」という。)からも谷川府議に対し説明責任を適切に果たすよう求める要請を行なっているため、これらの制度や村田議長からの要請に従って適切に説明責任を果たしていただく必要があると考えている。

次に、執行機関としての意見を述べるに当たり、この間の府議会の対応状況を説明する。

府議会の対応状況については、マスコミによる報道を端緒として、この6月以降、村田議長から谷川府議に対し、再三にわたり、「収支報告に計上されたすべての支出を点検の上、その結果を早期に報告すること」を強く求めてきたところである。

これらは当初、口頭で行っていたが、谷川府議からの報告が行われないうまま時間だけが経過したことから、改めて7月4日付けで書面により村田議長からの要請文を谷川府議に交付した。

要請文の内容は、全ての支出の点検の実施と点検結果の村田議長への報告並びにこれに基づく修正手続の実施等について、可能な限り早期に対応するよう求めるといものである。

しかしながら、報道されているとおり、谷川府議は、現在に至るまで、病気入院中で、本件要請文に対する対応を行う意向を示しているものの、未だに求める報告はもとより、報告時期の目途についても回答していない状況である。

谷川府議とのやりとりの現状としては以上のとおりであるが、谷川府議からは、6月1日付けで、一部の支出に関し、収支報告の対象から削除し、相当額を返還するとの修正届が村田議長に対し提出されているので、この件についても説明する。

この修正届は、請求人の指摘する目的外支出の一部を削除するものではあるが、村田議長要請文により求めることとした全ての支出の点検結果を踏まえたものではなく、修正により削除されなかった支出については全て適正な支出であることを前提に作成されているため、谷川府議の説明責任が果たされていない現時点では、私どもとしては、疑念が完全に払拭された内容の届出ではないといわざるを得ないという認識である。

この認識は修正届が出された当初から一貫しており、修正手続が終わった後に、また新たな修正届が出されるようなことになると、政務活動費制度そのものの信頼性や、交付条例に基づく村田議長の調査のあり方についても影響を及ぼしかねない、このような判断から、修正届による返還手続を留保したところである。

したがって、この修正届については、他に不適正な支出が存在する可能性もあることから、記載内容の正確性は未だ担保されていないと考えざるを得ないので、谷川府議には、村田議長要請文のとおり、点検結果の報告とそれを踏まえた修正手続を実施いただくことが必要であると考えている。

このような経過から、繰り返しになるが、谷川府議からの点検結果の報告を受けるまで、この修正届の処理を留保しているところであり、実際の返還は行われていない現状であることを申し添える。

ここからは、今回の住民監査請求に関する執行機関としての意見を述べる。

まず、調査研究費及び広聴広報費について、請求人は、要するところ調査研究費及び広聴広報費のうち、一覧の1から8まで、10及び11に記載の支出については選挙活動に要する経費であると、一覧の9及び12に記載する支出については私人としての活動に要する経費であるとして、いずれも目的外支出であると主張している。

交付条例第10条第2項の規定においては、選挙活動及び私人としての活動には、政務活動費を充当することができない旨が明示されており、また、これら政務活動以外の活動の経費が政務活動と不可分の場合には、マニュアルの定めに従い按分すべき取扱いとなっているが、本件指摘の支出については、収支報告書提出時点において、谷川府議から政務活動以外の活動を含むとの申し出はなく、100%を計上する内容で書類が提出されている。

このことに関し、谷川府議は、6月1日付けの修正届において、一覧の4、5、8及び11に記載の支出についてはこれを削除し、相当額を返還するとしているが、府議会としては、その他の支出も含め、収支報告に記載された全支出の点検結果の報告及び報告に基づく修正手続の実施をできる限り早期に対応するよう谷川府議に求めているということは先ほど述べたとおりである。

次に、人件費について、請求人は、一覧の13及び14の支出に係る人件費のうち、按分率が50%を超える部分は不当な支出であるとし、その根拠は、平成23年（行ウ）第31号に係る京都地裁判決を挙げているほかは、支出が不当であることを示す具体的な事実は示されていない。

したがって、請求人の主張に対する意見は特段持ち合わせていないが、議員には、支出の証拠書類等について整理・保管義務があるので、必要に応じ、当該証拠書類等をもって、適宜、説明責任を果たす必要があると考えている。

私どもの意見は、以上のとおりである。谷川府議に対しては京都府議会事務局職員が入院中の病院を訪問し、主治医立会いのもとで本件請求の内容を説明して、必要となる関係書類の提出を依頼しているところであり、繰り返しになるが、府議会としては、引き続き、谷川府議に対し、本件対応の早期実施を求め、今回の目的外支出ではないかとの指摘について、谷川府議本人により説明責任を適切に果たしていただきたいと考えている。

結びに当たり、先に申し述べたように、府議会においては、政務活動費の用途の一層の透明化や適正化により、府民への説明責任を適切に果たしていくためには、所要の検討・見直しを不断に行う必要があるとの考えのもとで、政務活動費制度の創設以来、制度見直しを2度にわたり実施し、さらには、去る5月28日付け監査結果において監査委員から要望をいただいた「更なる透明性の向上」のための検証作業を6月定例会からスタートさせているところであるので、本件請求の手続を通じて明らかになった課題、また、例年の事務監査を通じていただく意見等についても、今後の検証作業の中しっかりと反映させたいと考えている。

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、交付条例第11条及び規程第7条の規定により議長に提出された収支報告書及び添付書類に加えて、京都府議会事務局を經由して提示のあったマニュアルに基づくその他の書類（議員が整理・保管すべき証拠書類）を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 平成24年8月29日に可決・成立し、同年9月5日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、議員の調査研究に資するための経費として交付されていた政務調査費は、名称を政務活動費に、その交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するための経費に改められるとともに、新たに政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることや、議長に用途の透明性の確保に関する努力義務を課すこととされ、平成25年3月1日に施行された。

(2) この改正を受け、府議会においては、平成24年11月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、学識経験者の意見も踏まえつつ、新たな政務活動費条例の制定に向けた検討が行われ、平成24年12月府議会において、交付条例が制定された。

さらに、政務調査費の用途基準の考え方や手続上の留意事項等の運営指針として、有識者の意見を踏まえつつ、平成20年4月に作成されたマニュアルについても、交付条例の制定を踏まえて平成25年3月に改正され、その後も平成27年7月及び平成30年3月に改正された。

平成28年度の政務活動費の支出の適否については、当該平成27年改正後のマニュアル（以下「27年改正後マニュアル」という。）に基づいて判断される。

(3) 谷川府議に係る平成28年度政務活動費の交付決定等の状況は、別表第1及び別表第2のとおりである。

(4) 本件請求の対象となっている調査研究費、広聴広報費及び人件費は、交付条例第10条の規定により政務活動費を充てることができる経費の範囲となっており、交付条例第11条の規定により収支報告書の議長への提出が義務付けられ、収支報告書には領収書等の写し、活動報告書その他議長が別に定める書類を添付しなければならないとされている。この議長が別に定める書類は、規程第7条の規定による会計帳簿、事務所状況等説明書等である。なお、本件請求において請求人は、人件費に関して事務員の資料が提出されていないと指摘しているが、勤務実績表等については、提出は義務付けられていない。

(5) これら議長への提出が義務付けられている書類について確認したところ、必要書類は全て所定の様式により27年改正後マニュアル等に沿った内容で提出されている。

(6) また、27年改正後マニュアルでは、議員が整理・保管すべき証拠書類として、調査研究費に関しては行程表、経費内訳及び調査資料を、人件費に関しては雇用契約書、勤務実績（時間、日数）を証する書類及び源泉徴収等税務関係書類を、政務活動の実態により按分した場合は按分の根拠を客観的に確認することができる証拠書類・資料等を定めている。これらについては、27年改正後マニュアルでは個々の様式等は定めておらず、一部について参考様式のみが例示されている。

(7) これら谷川府議が整理・保管すべき証拠書類について、京都府議会事務局を經由して提示を求め確認したところ、必要書類は参考様式又はこれに代わるものにより27年改正後マニュアル等に沿った内容で整理・保管されていた。

(8) 按分方法については、27年改正後マニュアルでは「政務活動以外と不可分の場合は按分」としており、政務活動と政務活動以外の活動が混在していないのであれば、その活動に要する経費は、規定上、按分を要しないこととなる。

(9) 谷川府議に係る平成27年度及び28年度の政務活動費の支出については、谷川府議から平成30年8月15日付けで、不適切な支出が判明したことを理由に収支報告書等の修正届が提出され、本件請求に係る調査研究費及び広聴広報費の全額並びに人件費の一部は、同月22日に自主的に返還されている。

(10) なお、本件請求において、請求人は、一覧の5については6,190円、一覧の9については900円、一覧の10については31,840円を返還すべきとしているが、実際に支出し、政務活動費として交付を受けたのは、会計帳簿のとおりそれぞれ、6,240円、800円、27,790円であり、この額が返還されている。

(11) また、27年改正後マニュアルについては、平成30年3月に一部改正がなされている。当該改正では、議員が整理・保管すべき証拠書類として事務所使用状況記録簿（日報）及び職員従事状況記録簿（日報）の追加、按分の考え方等を現年度の第1四半期終了の段階で京都府議会事務局がチェックする「事前確認手続」の導入、インターネットによる公表の実施等の改正を行うこととされており、透明化への一層の取組が進められている。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る支出のうち調査研究費及び広聴広報費に関する一覧の1から8まで、10及び11については、請求人の資料から請求人の主張のとおり政務活動費として充当することができない経費である選挙活動等に要する経費が含まれていると認められる。ただし、1(9)のとおり谷川府議から不適切な支出が判明したことを理由に全額が自主的に返還されている。
- (2) 本件請求に係る支出のうち(1)を除くものについては、法第100条の規定により策定された交付条例、27年改正後マニュアル等に沿った内容で必要書類が議長に提出され、又は議員において整理・保管されており、政務活動費を充当することができる調査研究費、広聴広報費又は人件費と認められる。なお、勤務実績表については、議員において整理・保管すべき書類であり、議長への提出は義務付けられていないため、提出がないこと自体に問題はない。
- (3) 以上のことから、本件支出について、知事が違法又は不当に財産の管理を怠っているとするに足りる事由は認められない。

第8 要望

本件監査の結果は以上のとおりであるが、政務活動費は公金から支出されていることから、その用途について府民への高い説明責任が求められているところであり、本件請求も踏まえ、今後とも、府民から疑念を持たれることのないよう、社会情勢の変化に応じた制度のあり方等について不断の見直しを行い、透明性の更なる向上に努められるよう要望する。

谷川俊規不正使用一覧

別紙

	年	月	日	金額	使途	報告書記載の目的	実際の用途	根拠		
1	28	4	1	300	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動	本人のFBで衆議院議員補欠選挙候補者森なつえの演説会参加時の写真掲載		
2		4	2	200	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動	本人のFBで衆議院議員補欠選挙候補者森なつえの演説会参加時の写真掲載		
3		4	9	300	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動	本人のFBで衆議院議員補欠選挙候補者森なつえの演説会参加時の写真掲載		
4		4	24	600	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動	本人のFBで衆議院議員補欠選挙候補者森なつえの演説会参加時の写真掲載		
5		6	22	6,190	交通費	調査研究費 神戸市 アーバンピクニック調査	選挙活動 (参議院議員選挙)	当日は参議院議員選挙公示日(7月10日投票)。本人のFBでポスター貼りに回ったことを記載		
6		6	28	380	交通費	調査研究費	選挙活動	本人のFBで四条烏丸での維新の会の演説会への参加を記載		
7		6	30	400	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動	本人のFBで、阪急桂川周辺で政党ビラ配布、夜には鈴木こうじ候補のポスター貼りをしたと記載		
				900	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動			
				500	駐車場料金	広聴広報費	選挙活動			
8		7	3	11,380	交通費・駐車場料金	調査研究費 福井イベント視察、福井駅付近近郊現地視察	西桂駅周辺の駐車場に17時間駐車 実際の目的は選挙活動 (参議院議員選挙)	本人のFBで福井市、坂井市、鯖江市をまわって維新の会のため街頭演説を27回行ったと記載		
9		7	4	900	駐車場料金	広聴広報費	JR高槻駅前のパチンコ店プレミアにて遊興	本人のFBに記載		
10		7	8	31,840	交通費	調査研究費 広島市の状況調査等	選挙活動 (参議院議員選挙)	6月30日のラインで認めている		
11		7	9	2,460	交通費	調査研究費 神戸市 アーバンピクニック調査	選挙活動 (参議院議員選挙)	当日は参議院議員選挙最終日。本人のFBでチラシ配布など手伝ったと記載		
12			12	2	2,020	交通費	雇用に関する法律についての検討	秘書との私的なトラブルの法律相談	合意書の存在	
				26	1,790					
			29	1	6					1,120
				13	1,790					
13	28. 4	-29. 3		956,160	事務員給与	人件費	合計額1,912,320円の1/2を超えている	京都地裁平成23年(行ウ)第31号不当利得返還請求行為請求事件判決		
14	28. 4	-29. 3		26,370	事務員交通費	人件費	合計額52,740円の1/2を超えている			
			計	1,045,600						

別表第1

平成28年度政務活動費の交付決定等の状況

(単位：円)

交付決定		交付		収支報告書の提出		額の確定	
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
平成28年4月1日	4,800,000	平成28年4月1日	1,200,000	平成29年5月1日	4,628,735	平成29年7月3日	4,628,735
		平成28年7月1日	1,200,000				
		平成28年10月3日	1,200,000				
		平成29年1月4日	1,200,000				
							171,265

別表第2

平成28年度政務活動費支出額一覧

(単位：円)

調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	合計
404,228	14,410	1,317,567	0	0	90	103,737	683,176	129,402	1,976,125	4,628,735